

UBC情報

No. 133

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年7月1日(金)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753

震災関連寄附金の控除拡充



寄附金控除の限度額は総所得金額の80%

個人が東日本大震災に係る寄附金を支出した場合の優遇措置として、日本赤十字社や中央共同募金会などに寄附する場合にも、「ふるさと納税(寄附金)」として取り扱われる他、震災特例法により、寄附金控除が拡充されました。

平成23年~25年に支出した震災関連寄附金について、寄附金控除の控除可能限度枠が、総所得金額等の80%(現行40%)に拡大されます。

これにより、「支出した震災関連寄附金の合計額」と「総所得金額等の80%相当額」のいずれか低い金額から2千円を控除した金額が所得金額から控除されることとなります。

特定震災指定寄附金は、税額控除も選択可能
また、認定NPO法人及び共同募金会連合会に

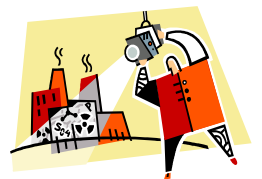
対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについては、「特定震災指定寄附金」として、寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除の適用を受けることもできます。

税額控除を選択した場合は、2千円を超える額の40%相当額(その年分の所得税額の25%相当額が限度)が所得税額から控除できます。

これらの控除を受ける場合は、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を支出したことが確認できる書類(領収書、受領証、預り証等)を添付等する必要がありますので、無くさないように保管しておきましょう。

なお、法人が国等に対する寄附金、指定寄附金を支出した場合は全額が損金算入されます。

時間等の変更に伴う注意点等は



原発問題に伴う節電対策や事業活動への影響などにより、サマータイム制度や所定休日の見直し(土日以外に変更)変形労働時間制などを実施・検討する企業が増えています。

労働時間等の変更は、従業員の生活に大きな影響を及ぼしますので、十分に話し合った上で実施できる環境を整えることが重要です。

Q & A

Q. サマータイム制度や所定休日の見直し等を実施する場合、必要なことは?

A. 就業規則の変更を行い、変更後の就業規則を労働基準監督署に届け出る必要があります(常時10人以上の労働者を雇用している企業)。また、変形労働時間制の導入等は、法に基づく労使協定の締結と届出も必要です。

Q. 変形労働時間制とは、どんな制度?

A. 業務の繁閑に応じて所定労働時間を事前に配分する方法で、例えば、1年単位の変形労働時間制

は、1年以内の一定期間を平均した1週の労働時間が40時間以下の範囲内において、1日及び1週の法定労働時間を超えて労働させることができる制度です。

Q. 労働時間等の変更で配慮する点は？

A. 特に家族的責任（小さな子や介護を要する家族を持つ方）を有する場合や、妊産婦の方などに対しては、その事情に十分配慮し、代替措置（フレックスタイム制や在宅勤務など）などを検討します。

Q. 労働時間等の変更に伴い、深夜労働、休日労働となる場合、割増賃金は必要？

A. 深夜時間帯や、法定休日（原則週1日）に働かせる場合は、割増賃金が必要です。



連鎖倒産を防ぐセーフティネットの特別利率



日本公庫は、震災の影響等による連鎖倒産を防ぐため、セーフティネット貸付（取引企業倒産対応資金）の利率引下げ措置を実施します。

同制度は、倒産した取引先等に対して、*50万円以上の売掛債権がある、*取引依存度が10%以上である、*貸付金、前払金等の債権がある、などに該当する中小企業が貸付対象で、最高3千万円（中小事業1億5千万円）まで別枠で融資を受けることができます。

特別利率は、倒産企業に対する売掛債権等が月平均売上高の20%以上の場合には、基準金利から0.75%引下げ、10%以上20%未満の場合には0.5%が引下げられます。



“算定基礎届”の準備はお早めに！



年金事務所から“算定基礎届”の書類が届きますので、印字されている氏名等が正しいか確認します。対象者は、5月31日までに被保険者になっており、かつ7月1日現在の被保険者全員です。

6月の給与計算が済んだら、4～6月の総報酬額（残業・通勤・住宅手当などのほか年4回以上の賞与も含む）を月別に記入して、総額を3で割り「標準報酬月額」を決定し9月分（原則10月支給給与から）からの保険料が決まります。提出期間は7月1日～11日（月）です。

【建設業界ニュース】



30年ぶり50万下回る～国土交通省



国土交通省は、5月11日、11年3月末（10年度末）時点の建設業許可業者数を発表した。業者数は49万8806と前年度末と比較して、2.8%、1万4390業者減少した。許可業者数が50万を下回ったのは1980年度末以来30年ぶりとなる。最も多かった99年度末に比べると10万2174業者減ったことになる。10年度は許可更新期を迎えた業者が多かったため失効業者数が増えたのに加え、新規の許可取得も8.6%減の1万8464業者にとどまった。

UBC社福情報

No. 133

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年7月1日(金)
 発行元 (有)ユービーシー経営
 河野会計事務所
 〒755-0036
 宇部市北琴芝 1-6-10
 Tel:0836-33-6717
 Fax:0836-33-6753

トピックス

子ども・子育て新システム検討会議、第12回会合が開催

内閣府所管の「子ども・子育て新システム検討会議第12回会合」が5月31日に開催され、保育所の指定制度導入について基本的な考え方や具体的な基準についての概要が示されました。

指定制度では保護者の選択肢を増やすため、保育の理念や特徴などのほか、一人の職員が担当する子どもの人数や、定員以上に応募がある場合の選考基準、実費徴収以外の上乗せ徴収の有無とその額等についても情報開示することが検討されています。

また新たに「市町村新システム事業計画(仮称)」を市町村が策定し、保育需要の見込みや保育の供給量を設定して、施設数や定員数が設定した目標供給量を超えた場合には、指定主体の権限で新規の指定や更新を行わないことができる、とされています。

学校教育・保育に係わる給付については、こども園給付(仮称)を創設して一本化され、調理室などへの補助制度を創設して配置基準の見直しも行うとしています。

この指定制度では、保育所の多様な事業主体の参入による基盤の整備を目的としていることから、株式会社やNPO法人の参入がさらに促進されていくことが予想されています。

法人格	安定的・継続的な運営を担保する観点から法人格を条件。	
指定基準	現行の基準を基礎とし全国一律の基準として定める。	
撤退規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・撤退の際 事前届出、予告期間の設定、利用者の継続的サービス利用のための調整義務等を課す。 ・質の確保の観点から数年ごとの指定を更新。 ・保護者の選択に資する観点から情報開示の義務化を行う。 	
需給調整	指定基準を満たす施設はすべて指定することが原則。ただし施設数が過大となっている場合、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができる。	
指定・指導監督	主体	広域調整の観点から、都道府県とする。(大都市特例は今後検討)
	権限	多様な保育事業を行う指定事業者・地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。
経過措置	指定・指導監督主体に立入検査、基準遵守の報告、措置命令、指定取消等の権限を与える。	
	施行の際 現に幼稚園・保育所の認可を有する施設は こども園(仮称)の指定があったものとする。	

(参考：内閣府HP「子ども・子育て新システム検討会議」議事次第)

トピックス

(独)福祉医療機構が経営支援事業を拡大～保育所の経営診断に着手～

独立行政法人福祉医療機構は従来より特別養護老人ホーム等に対して行っていた経営支援事業を拡大し、本年4月1日より認可保育所の経営診断を開始しました。(独)福祉医療機構は融資先各施設の経営状況についての調査を行うことでデータを収集し、「機能性」「費用の適正性」「生産性」「安定性」「収益性」の5つの視点から独自の経営分析指標を用いて分析しています。これらのデータ分析結果をもとに行う経営診断は、「簡易経営診断」のほか「経営分析診断」「実地調査を伴う経営診断」のメニューが用意され、本年4月1日には新たに保育所も対象施設に加えられました。(独)福祉医療機構はこういった経営診断を、昨年度には374施設行っており、実施した施設の94%から「満足」の回答を得たとしています。また前号で既報の通り東京都福祉保健局は「社会福祉法人の経営適正化に向けて」を公表しているところであり、同局が重要視している「社会福祉法人の課題の早期発見・早期改善」への取り組みと(独)福祉

医療機構の経営支援事業とは、社会福祉法人の安定的な経営を援助するための指標の活用といった共通の視点を持っているため、今後他の道府県における指導監査の視点への影響にも注目していく必要があります。

経営支援事業の詳細につきましては、(独)福祉医療機構のHPをご覧ください。なお毎年(独)福祉医療機構経営支援室から「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム(ケアハウス)」「病院」「介護老人保健施設」の4種類の施設の経営分析参考指標冊子が販売されていますが、「保育所」の経営分析参考指標については取りまとめを行ったものの、販売するかどうかについては未定で、販売が決定し次第、HP等で発表される予定とのことです。

(参考：(独)福祉医療機構HP)

	独)福祉医療機構の「経営相談事業」	東京都福祉保健部の「社会福祉法人の経営適正化にむけて」
対象	特別養護老人ホーム ケアハウス、保育所 病院、介護老人保健施設	社会福祉法人が運営する ・第1種社会福祉事業 ・第2種社会福祉事業
問題点早期発見のための取組み	簡易経営診断 (独)福祉医療機構では、1カ年の決算書の分析を実施する。 (費用)1万円	一次抽出 東京都では、都内709の社会福祉法人の決算書の分析した要精査水準チェックシートに基づき簡易財務分析を実施する。
	経営分析診断 3カ年分の決算書に基づき経年比較・分析を行う。 (費用)病院 8万円 その他の施設 5万円 実施調査を伴う経営診断 (費用)病院 60万円 その他 30万円	二次抽出 詳細な財務分析を実施。必要に応じて、簡易SWOT分析、モラルサーベイチェックを実施する。 必要に応じて、東京都の特別検査を実施。

介護報酬地域区分、7区分へ見直し

厚労省は、4月27日の社会保障審議会介護給付費分科会(以下「分科会」という)に介護報酬の地域区分を、5区分から7区分に変更する見直し案を提示しました。

「現行の地域割を踏襲すること」「国家公務員の地域手当に準拠すること」等4点を介護報酬の地域区分の見直しをめぐる論点の前提として2012年の介護報酬改定に向けた審議が行われていますが、震災復興の影響から内容が変更されていくことが予想されるため、今後の動向を注視していく必要があります。

(参考：キャリアブレイン4月27日号)

福祉医療機構の社会福祉施設への融資中途交付の条件変更

福祉医療機構は5月24日に行政担当者説明会を開催し、社会福祉施設の事業者に融資する貸付金の中途交付の条件が変更されることを示しました。

従来の貸付の仕組みでは、担保提供する物件が融資対象物の建物のみであった場合は、建物が完成して抵当権を設定するまで貸付金を収受することができず、建物完成前に中途交付で貸付金を受けるためには、別の土地や建物などを担保提供する必要がありました。しかしこの中途交付についての要件について、新たに「工事履行保証保険」に加入することで建物完成前の貸付金収受が可能となり、施設の新設や改築などの施設整備を実施する法人にとっては、自治体からの補助金を受け取るまでの間の設計料等の手付金支払いなど、資金繰りについて柔軟に対応できるようになることが期待されます。なお、この中途交付は契約した貸付金額の満額を受けることもできる、とされています。

(参考：CBニュース5月24日号)

工事履行保証保険

工事発注者(法人など)が請負者(工事業者)に対して求めるもので、請負者が損保会社に保証の申込みをして保証契約を結ぶ。請負者の責めに帰すべき事由により工事を完成することができない場合に、保証人である引受損害保険会社が請負契約に定める違約金の支払い、または残工事を完成させる責任を負担する。